

泡瀬干潟「自然の権利」訴訟（泡瀬干潟埋立公金支出差止等請求事件）

控訴審判決についての声明

2009年10月15日

泡瀬干潟を守る連絡会 共同代表 小橋川共男 漆谷克秀

泡瀬干潟「自然の権利」訴訟を支援する会 代表 亀山統一

連絡先：住所：沖縄県沖縄市字古謝 1171-3 ヲホ MK 1階

前川盛治（泡瀬干潟を守る連絡会・事務局長）090-5476-6628

1. 私たちは、泡瀬干潟「自然の権利」訴訟の控訴審において、勝訴した。
2. 私たちは、この勝利を、訴訟弁護団、原告一同、地裁での証人・意見書提出者、公判での意見陳述者、支援をいただいた日本自然保護協会・WWF ジャパン・日本野鳥の会・「自然の権利」基金・ミサイルネットワーク日本・日本湿地ネットワーク・などの自然保護団体、日弁連・日本環境法律家連盟・九弁連・沖縄弁護士会、日本クモ類学会・日本バントウ学界・沖縄生物学会など各専門分野の学会など県内外の団体そして県内・県外の支援してきた多くの方々とともに喜びを分かち合いたい。
3. この勝利で、「生物多様性の宝庫」泡瀬干潟とそれに続く浅海域が守られ、子々孫々に残す展望が開けた。そして経済的合理性の無い無駄な公共工事を止めることが出来る。
4. この勝利は、工事が途中まで進む中で、元原告の無駄な公共工事を止めさせる合理性のある粘り強いたたかいが評価され、司法が「経済的合理性がないとして判断し、公金支出を差止めた」例として、全国で始めてのものであり、今後の自然保護運動にとって画期的なものである。
5. 私たちは、これまで「1期中断・2期中止」を表明してきた沖縄担当相に、泡瀬干潟埋立事業の「1期、2期の即時中止」を要請する。
6. 私たちは、沖縄県知事・沖縄市長に「上告断念」を要請する。
7. 私たちは、既に建造された護岸を早急に撤去し、工事区域内のサンゴ・海草藻類・新種貴重種等の保全を要請する。その為にも、1期区域内の調査を、私たち及び各分野の専門家を含めて実施するように要請する。
8. 私たちは、一部破壊された泡瀬干潟とそれに続く浅海域の保全のために「自然再生推進法」に基づく再生を、国交省に要請する。
9. 私たちは、沖縄市・県に、泡瀬干潟とそれに続く浅海域を鳥獣保護区に指定し、ラムサール条約に登録し、エコツーリズムの場所として活用するように要請する。

以上